

ピューリタン革命における「国王弑逆者」たち

今井 宏

(二)

ピューリタン革命における「国王弑逆者」たちについて、考えてみたい。「国王弑逆者」とは、国王チャールズ一世にたいする死刑判決文に署名した五九人をさす言葉である⁽¹⁾。いったい一七世紀中葉のヨーロッパにおいて、まだ君主制という政体とその原理に疑念をさしはさむものがきわめて少数者にすぎなかつたこの段階で、塗油された神聖な国王を公開の裁判の場に連れだし、あえて死刑の判決をくだし、しかも群衆の見守るなかで斬首刑に処するという極端な政策を断行したのは、どのような人びとであつたのであろうか。それを革命の残酷な力学のなせる業と決めつけるのはやさしい。しかしこれは、のちのフランス革命における国王ルイ十六世の処刑に先立つこと一五〇年たらず前のことであつたから、この「国

王弑逆者」がたどつた運命は、たとえば「反逆者、暴君であり、利己的な奸計を隠すために宗教を利用した個人的な野心の持ちぬし」であるという、クラレンドン伯エドワード・ハイドのクロムウェルにたいする評価とそれに基礎をおく叛乱史観（トーリ史観）が、少なくとも一八世紀中葉まで継承されたところからみても、ひとつの政治的な遺産として、イギリスをはじめとするヨーロッパの政治のありかたに何らかの教訓を残したはずである。この国王処刑にはイギリスにおける革命の特殊な条件が働いていたのであろうか。

まず事態の進展を要約してみておくことにしよう⁽³⁾。そこにはこの国王処刑の性格を理解するための鍵が隠されているかもしれないからである。いつたい国王裁判が現実性をもつた政治的な課題として、少なくとも革命陣営の中核にいたものの意識にのぼつたのは、いつのことであつたろうか。やはり決定的な鍵は、議会軍が握っていたとみなければなるまい。

というのも、議会における長老派と独立派の確執、さらにはスコットランド軍の動向のなかに、漁夫の利を追い求めて画策しつづけていた国王チャールズにたいする「交渉打ち切り決議」が、議会を通過したのは一六四八年一月のことであつたが、その議会の下院は四月になつても、「国王、貴族院、下院からなる、この王国の基本的な統治」は変える意志のないむねの宣言をおこなつてゐる。しかしながらその二日後の士官と兵士代表からなる全軍会議は、反革命の動きを打倒するためにウェーラズに出陣するに先立つて、「もしも主がふたたび平和を回復させたまうことがあれば……主の大義とこの哀れむべき国民にたいして立ち向かつて流させた流血のゆえに、チャールズ・ステュアートを殺人者とよぶのが、われわれの義務である」と決議しているのである。そしてこの姿勢が、同年八月末の第二次内乱の終結をうけて、一一月一六日、アイトンが中心になつて起草して議会軍の士官会議が発表した『軍隊の抗議』^{〔4〕}に継承されていつたとみられる。この文書は、アイトン一流の気配りのもとで、レヴェラーズ的な人民主権論への歩みよりの姿勢を示しながらも、「公共の福祉」を特定の人物の恣意的な意志に委ねらるべきではないとして、国王の拒否権発動を否定するだけでなく、さらに一步踏みこんで、「最近の戦争の一番の張本人と主要な手先たち」にたいして「戒めとなる裁判」('exemplary justice')を要求しているからである。ここで定冠詞のつけられた「一番の張本人」が国王をさすことはいうまでもない。ただしこのあとに、君主

制にかんしては「いかなる国王も今後は、代表者を通しての人民による選挙か、人民からの信託による以外には認めれない」として、一種の選挙王制を提案しているところからみて、これだけでは必ずしも国王チャールズへの処刑を要求するものであつたとみるわけにはいくまい。たしかにこの『軍隊の抗議』は、依然として国王との和平交渉に固執する議会多数派（長老派）への対抗姿勢を明確に打ちだそうとしていたアイトンを中心とする独立派軍幹部の意向を表明することを基本線にしたものであつたが、その背後には、レヴェラーズの組織を通しての、ロンドンをはじめとする各地の市民たちによる国王ならびに側近にたいする裁判の要求の高まりがあつたことは否めない。したがつて『軍隊の抗議』は、国王ならびに長老派による革命の停止に抗議するとともに、独立派とレヴェラーズの同盟が回復したこととを顕示するためのプロパガンダという性格をももつていた。なにしろ独立派軍幹部には、第二次内乱の勃発の可能性を理由として、パトニ討論を打ち切つて、棚上げしてしまつた『人民協定』をめぐる討議の再開という課題が待つていていたからである。

この『軍隊の抗議』につづく決定的な一步は、同年暮れの一二月六日に断行されたプライド大佐による議会からの長老派議員の追放（「プライドのページ」）であった。これによつて一六四〇年の秋に成立し、革命の主要な舞台を提供した「长期議会」は、独立派議員のみによつて構成される寡頭支配体制をとるようになつて、「ランプ（残余）議会」の異名でよば

れることになった。このランプ議会にのこつた議員数は、およそ七〇名前後と見積もられている。この議員数は後の国王裁判委員数との関連において、記憶にあたいする。そしてこのランプ議会において、国王裁判が現実的な課題として日程に上ることになったのである。このようにみてくるならば、「軍隊の抗議」→「プライドのページ」→「ランプ議会の成立」という政治史の展開過程、したがつてそこで当然のことながらそれを主導した独立派軍幹部たちの意向のうちに、国王にたいする裁判と処刑という革命のクライマックスが、次第に重苦しく意識されてくることになったとみることができるのであろう。

しかしながらこの「ランプ議会」を構成する議員には、のちに共和政が成立したころになつてさえ、確信的な共和主義者といえるものはほとんど存在していなかつたこと、さらに国王裁判に実際に関与した議員や軍隊士官の中核部分にも、原理的な王政否定論者はほとんどのなかつたことが、知られている。このことについては、「国王弑逆者」を検討する際にふたたびふれることになるであろうが、多くの指摘を待つまでもなく、裁判のための準備的な会合が開かれるところになつても、裁判委員たちの間においても、なお国王を裁くのを躊躇し、できるならばそれを敬遠したい気分が横溢していた。第二次内乱の責任を追及して、イングランドに侵入したスコットランド軍の指揮官ハミルトン公を、国王よりもさきに裁かねばならないとする意見もだされ、また国王チャールズに

たいしては廢位するだけで十分であるとする見解の持ち主もいて、「プライド・ページ」によつて議会を追われた「中道派」の元議員からは、国王の三男グロスター公ヘンリイに王位を継承させようとする提案がだされたり、「ヘンリ九世」のために祝杯をあげたものもいた、といわれる⁽⁵⁾。このような状況を知れば、たしかに緊迫していたとはいえ、この時点では君主制と共和制との得失を十分に明らかにしたうえで、国王裁判から処刑への道程が選択されたとみるわけにはいかず、もとより単独のかたちで国王裁判遂行の真犯人を追及するのには、無理があると考えなければならない。当然最大の疑惑が向けられるクロムウェルにしても、これは彼の行動の常習的なパターンであるが、ジョイスによる国王逮捕、さらに「プライド・ページ」のような重大な事件が勃発したときには、つねに現場から遠い場所にて、後追いのかたちで既成事実を承認している。国王裁判・処刑にあたつても、彼はけつして首謀者としての姿はみせていない。

革命指導者の中核部分にためらいがちな優柔不斷の傾向がみられたのは、問題の重大性もさることながら、事態の推移の鍵を握っていた独立派軍幹部の前には、ふたつの解決を要する緊急の課題が待ちうけていたからであつた。ひとつは、前述したように、このよくななし崩しの事態の進行が独立派による革命の成果の独占を意味することを危惧したレヴエラーズが、棚上げにされていた『人民協定』の採決を迫つたため、ホワイトホールで軍会議を開いて、それに対処しなけれ

ばならなかつたことである。もうひとつの問題は、この時点では欠席者が多くなつていて、もはや現実の機能を失つていたとはいへ、国制のたてまえを根拠にした妨害行動が予想される貴族院にたいして処置を講じておかねばならないことであつた。換言すれば、独立派軍幹部は、革命の停止を意図していた右の国王派・長老派、また逆に革命のより急進化をねらう左のレヴェラーズとの両面対決を余儀なくされて、あえて国王裁判への道を突き進まねばならなくなつたのではなかろうか。

ここでは「何日もかけて（人民）協定を全部こなごなしにしてしまつた」としてレヴェラーズの指導者リルバーンの激怒を買うことになつた、ホワイトホール会議における討論に目をむける余裕はない。後者の貴族院にたいする処置としては、一六四八年一二月二八日に下院に提出され、翌年一月一日に可決された「国王裁判のための高等裁判所設置法案」が、翌日貴族院によつて否決されると、対抗処置として四日に、下院こそが「国民によつて選ばれ、国民を代表するものとしての最高の権力を有する」ゆえに、下院のみで法律を制定しうるとの決議がおこなわれ、そのうえで「高等裁判所設置法」を「条令」ではなく、「制定法」として可決したのである⁽⁶⁾。そこにみられる「チャールズは……この人民の古来の基本法と自由を完全に破壊し、恣意的で專制的な統治を導入しようとする邪惡なたぐらみをもつていた」とする、革命の当初からみられた伝統的な論理に立つ裁判理由と、下院による主権の

掌握という革命的な論理が共存していたところに、独立派軍幹部が陥らざるをえなかつたディレンマをよみとることができる。しかもこの「高等裁判所設置法」で注目しなければならないのは、裁判の進めかたの具体的な手続きだけではなく、裁判のための一五〇名の委員が委嘱され、その氏名が記載されていたことである。これとのちの「死刑判決文の署名者」とを比べてみると、わずか一名（（55）のダウンズ）の例外を除いて、すべてが含まれている。したがつてあとでみるようには、実際の国王裁判の開始以前ないしは以後において脱落者はあつたものの、この委員リストの作成そのものが、「国王弑逆者」を予定していたものであつたといえる。この「委員リスト」についての検討はあとにまわすことにしてよう。

ウェストミンスター・ホールを会場として裁判が開始されたのは、一月二〇日。そしてはやくも一週間後の二七日には高等裁判所は、国王チャールズ・ステュアートが「その恣意によって絶対的専制的に統治する権力をうちたてて、それを維持し、国民の諸権利と諸自由を覆そうとする・・・・邪悪な意図をもち」「議会とそこに代表されている国民に反逆して不正な戦いをいどんだ」責任を追求して、彼を「専制者、反逆者、殺人者にして、この國の善良なる人びとの公敵」であるとして、死刑の判決をくだした。翌々日の二九日、「死刑判決文」にこれから検討しようとする五九人の裁判委員が署名し、さらに翌日の一月三〇日、ホワイトホール宮殿の宴会場のバルコニーに設けられた公開の処刑台で、チャールズ一世

は斬首刑に処せられたのであつた。

(三)

前述したように「高等裁判所設置法」には、一五〇人の委員の名前があげられていた。彼らは検事と裁判官の二重の役割を演じることが期待されており、国王にはいつさいの弁護が禁じられていた。まさしくそれは「政治裁判」に他ならなかつた。アボットによれば、この裁判委員は最初の一五〇人がのちに一三五人に減らされたというが、だれがどの段階で落とされたのか、はつきりしない。またフェアファクス、クロムウェル、アイアトンとつづく人選された顔ぶれ、ならびにその掲載順からみて、それが軍隊士官の主導のもとに作成されたであろうことは想像がつくが、それを特定する史料はない。この一五〇人のうち筆頭にあげられた議会軍総司令官フェアファクス卿トマスをはじめとする四七人は、当初から就任を拒否していつきの会合に出席せず、残りの八八人は少なくとも一回は、裁判関係の会議に出席したことが史料に残されている⁽⁸⁾。

まず問題になるのは、「裁判委員リスト」に名前があげられながら、最初から裁判への参加を拒否したり、ときには会議に出席しながら最終的には「死刑判決文」に署名することを肯んじなかつたのは、いつたいどのような人たちであつたか、という問題である。まずそれをおこう。前述の経過からして予想外であるのは、この「設置法」が、「総司令官である

フェアファクス卿トマスならびに彼の指揮下にあるすべての士官ならびに兵士に……この法廷を援助することを要請していたにもかかわらず、軍隊はかならずしも全軍一致でこの处置を支持してはいないようみられることがある。総司令官フェアファクスをはじめとして、スキポン、ランバート、ヘイゼリグ、デズバラ、ハモンドといった、歴戦の議会軍幹部は、指名されながら参加拒否の姿勢を貫いているのである。リストの筆頭にその名前を掲げられたフェアファクスは、一切の関与を拒みつけ、ロンドンに残つた妻は、初回の裁判の席上で夫の名前が読みあげられると、傍聴人のひとりとして、裁判の非合法性、不当性に抗議の声をあげたのであつた。

もうひとつ特徴的なことは、国王処刑の後には新しい体制として当然共和政の樹立が予想されるにもかかわらず、このリストをみるとかぎり、「共和主義者⁽⁹⁾」として名前の知られた人物としては、(30)のラドロウ、(31)のマートン、(42)のジョンズ、(51)のチャロナ、(57)のスコットなどの協力はとりつけてはいるものの、「共和主義者」として広く名前の知られた存在であつたアルジャノン・シドニとサー・ヘンリ・ヴェインのふたりは国王の裁判に反対する立場にまわつてゐるのである。したがつてそこでは、前述したように、君主制か否かといった政体構想をめぐつての原理的なならびに予備的な討議があつたとは、とうてい考えられない。

それでは最終的に「死刑判決文」に署名して、後世に「国王弑逆者」としての名を残すことになつた人々は、どのよ

うな人たちであったのであろうか。別表に掲げたリストをもとにして検討してみよう。「高等裁判所設置法」につけられた「裁判委員リスト」は、氏名のあとに貴族、準男爵、騎士はそれぞれ個別に称号をつけているが、残りのものすべてにたいしては、Esquiresと複数で表記をしている。これは言葉の本来の意味における称号ではなく、尊称としての表記とみなければならないと考えられるので、そのますべての人物を「エスクワイヤ」の社会階層に属するものとみるわけにはいかない。そこで表に注記したような文献を参照しながら、「出身社会層」の欄に推定されるものを記入しておいた。「学歴」の項に記した◎と◆のあるもの、すなわちオクスフォード、ケンブリッジ両大学とロンドンのいずれかの法学院に学んだ経験をもつものは、当時の社会的な慣行からして、「ジェントリ」と考えてよからう。この教育歴をもたないもので、あきらかに「ジェントリ」身分であることが知られるものだけに「地方ジェントリ」という表記をつけておいた。この学歴からも知られるように、大学ならびに法学院に学んだものが半数を越える点からみて、彼らは一七世紀のイングランドにおいては、かなりの高学歴集団といえそうである。

しかしながらここで注目しなければならないのは、「裁判」といふながら、専門の法律家の姿がみられないことである。事実、最初に裁判長を委嘱された何人かの法律家がすべて関与することを断つたため、地方での司法経験を有するにすぎなかつたジョン・ブラドショウが三回目の会合の席上、裁判

長に任命されたという経緯があつた。長期議会の下院議長であつたレンソール、さらにホワイトロック、オリヴァ・スン＝ジョンなどの、革命派に属して令名の高かつた法律家は、いずれもこの裁判のもつ法理論ならびに司法上の問題点を熟知していたがゆえに、あえて火中の栗を拾おうとはしなかつたとみられる。

さてつぎに「経歴」の項で目をひくのは、○と●をつけた下院議員である。その数は五九人中四三人を数え、「国王弑逆者」の大多数を占めており、前にみたように「ランプ議会」の構成員は七〇人たらずと正在しているから、その活動的な議員をほぼすべてを網羅していたとみられる。しかしそれよりもはるかに注目をひくのは、一六四〇年秋に総選挙を経て長期議会に選ばれた、開会からの議員である○よりも、内乱の進行中に補欠選挙によつて議員となつた●が、圧倒的な多数の二八人を占めている事実である。⁽¹⁰⁾ これは明らかに内乱の進行とともに中央・地方の両方のレヴェルで顕著にみられるようになつた「新人」の進出、換言すれば従来の伝統的な「政治に参加することを認められた人たち（ボリティカル・ネーション）」以外の社会層の進出を表現するものであつて、ここにも「国王弑逆者」の社会的性質の一端がくつきりと明示されているとみられよう。

さらにこの「補欠選出議員」とならんで注目しなければならないのは、☆の軍隊士官である。この軍隊士官はおよそふたつの種類に分類することができる。ひとつは前述のよう

「学歴」を有し、したがつて地方の有力なジェントリであつて、内乱の勃発ともにみずから騎兵隊を率いて議会軍に参加したクロムウェルにその典型的なタイプがみいださせる軍幹部と、それよりも「社会階層」は低く、軍隊で昇進を重ねて軍幹部として認められるようになつた人たちである（この第二のタイプの軍隊士官に関しては、「出身社会層」の欄に、議会軍に参加する前の職業をあえて特記しておいた）。

最後に検討しておかねばならないのは、委員たちの宗教的な立場・党派であろう。彼らのなかに聖職者がひとりも含まれていなかつたというかなり特記すべき事実を別にすれば、それを確認するのは困難である。とりわけ千年王国思想に立脚する「第五王国派」は、チャーレズの処刑をもつて第四の王国であるローマ帝国の滅亡としてとらえ、「神の王国」の到来を待望するものであつたから、彼らの政治勢力としての台頭はむしろ国王処刑以降に属する。「裁判委員リスト」のなかには、のちに第五王国派のリーダー的存在として、ランバートたちの独立派軍幹部とは対立する（17）のハリソンや（58）のカリュが「第五王国派」としての活動を開いたこと、また（14）のゴフはアナバプティスト、（47）のリルバーンがバプティストであつたこと、さらに（22）のティチボンが千年王国的思想の持ち主であつたことが知られる程度である。したがつて「国王弑逆者」の宗教的な立場は、広義の独立派を主体とするものであつたとみるのが、妥当であろう。

このように「高等裁判所設置法」で指名された裁判委員と、

国王にたいする死刑判決文に署名した「国王弑逆者」を比較してみると、そこには疑いもなく、つぎのような特徴が読みとれる。それは最初に「高等裁判所設置法」によつて委員として指名されたものには、貴族層が含まれていたにもかかわらず、彼らはほぼ全員が裁判に加担することを拒否してしまつてゐることである。すなわち最初に指名されたものには、ひとりのスコットランド貴族（フェアファクス）、四人のアイルランド貴族、四人のイングランド貴族の子弟、一人のバスク勲爵士、それに一一人の准男爵が含まれていた。ところが「国王弑逆者」となつたのは、わずかに一人の貴族（22）のグレイ卿、四人の准男爵（5）のリヴゼイ、（10）のモウルヴェラ、（33）のコンスタブル、（50）のノートン）にすぎなかつたのである。しかもアンダーダウンの指摘するところによれば⁽¹⁾、この四人の准男爵のうち、地方にしつかり根をおろした名門ジェントリといえるのは、ヨークシャー出身の（10）のモウルヴェラだけにすぎず、むしろ加担すること拒否した残りの「准男爵」七人のうち一人を例外として六人の方が、地域社会において、はるかに高い社会的な地位を認められた存在であった。また「裁判委員リスト」には、三人のロンドン市参事会員があげられたにもかかわらず、そのいずれもが「国王弑逆者」とはなつていない。この点もまた「国王弑逆者」の社会的性格を明示するものとして、見逃すことのできない事実であろう。

これを要するに、伝統的な支配階層からは「身分の低い、

名前もしらない連中」として軽蔑をこめて語られる人たちが、この「国王弑逆者」の大半を占めている事実こそが、国王裁判・処刑の革命性を雄弁に物語ついていたのである。「国王弑逆者」に、生年さえ定かでないものが、一二人もいることがさらにそれを裏づけているといえるであろう。国王裁判とその処刑は、明らかに「政治革命」であると同時に「社会革命」といえるものであり、あえていえば、これまでとは次元を異にする政治文化の登場を予見させる「革命」でもあったのである。そのことが逆に、王政復古後の彼ら「国王弑逆者」にたいする苛酷な処置を生んだ原因ともなつたのであつた。

(三)

周知のようにチャールズ二世は、王政復古の実現に先立つて、一六六〇年四月オランダのブレダにおいて「ブレダ宣言」を発して、王政復古のための条件を提示していた。そのなかには、まず第一に革命中の言動にたいする大赦が含まれていたが、ただしそれには議会の審議を経て認められたものは除外して大赦の対象とはしないという条件がつけられていたため、「国王弑逆者」にたいする処置を決定するにあたって、議会の思惑が大きな影響力をもつことになつた。しかもその議会が、この条件の提示をうけて同月に成立した「仮議会」であつたところに、さらに問題を紛糾させる要因が隠されていたのである。仮議会は、「ブレダ宣言⁽¹²⁾」をうけて「大赦法⁽¹³⁾」を成立させたが、国王とそれ以上に「ブレダ宣言」の実質的な

作成者であつたクラレンドン伯エドワード・ハイドの寛容をむねとする意向に沿つて、除外の対象とするのはとくに重大な犯罪を犯したと考えられたものだけに限るという方針を基本にした。ところが肝心の仮議会が六〇年の暮れに解散され、翌年五月に新しい議会が成立したことが、この方針に変化を生む決定的な要因になつた。というのも新議会は「騎士議会」という異名からも知られるように、かつての国王派が多数を占め、彼らの過去の内戦において被つた被害意識が復讐心をかりたてることになつたからである。そのためこの議会の審議によつて「大赦法」から除外されるものの数が増加するのを避けることはできなかつた。これからみる「国王弑逆者」にたいする処置は、このような経過を経たうえで決定されたのであつたことを見逃してはなるまい。

さて別表で整理したように、「国王弑逆者」にたいする処置は、ほぼつきの六つのグループに分類することができる。

- ① 王政復古以前に死亡したため、したがつてなんらの処置もとられなかつたもの。

② 王政復古以前に死亡していたにもかかわらず、遺体が発掘され、あらためて裁判・処刑がおこなわれたもの。

- ③ 王政復古後、逮捕され、裁判にかけられたもの（亡命中のものを含む）。

- ④ 王政復古後、逮捕され、裁判を経て処刑されたもの（亡命中のものを含む）。

- ⑤ 亡命し、亡命先で生涯を終えたもの。

⑥ なんらの処置もとられなかつたもの。

このうち①の一六人、さらに⑥の一人は、当面の考察の対象からはずしても、さしつかえあるまい。「国王弑逆者」として、政治的な復讐の対象に選ばれたのは、②、④、③であり、しかもこの順序に「復讐」の強度がみられたといえるであろう。この順序にしたがつて考察を進めることにしよう。⁽¹⁴⁾

まず②の最も残酷な処置をうけることになつたグループに属したのは、国王裁判の議長であつたブラッドショウ以下あわせて五人であるが、そこにも処置の違いがみられる。というのは(1)のブラッドショウ、(3)のクロムウェル、(9)アイアトンの三人は、いずれもウェストミンスター寺院から遺体を発掘されたうえ、一六六一年一月三〇日に、タイバーンの処刑場においてあらためて死刑が執行されて、遺体は展示された。クロムウェルの首にいたつては、さらにウェストミンスター・ホールの欄間におかれると、想像を絶する処置がとられている⁽¹⁵⁾（残りの二人の遺体はタイバーンにそのまま埋められた）。この三人は、革命中の行動、とりわけ国王裁判への関与からみて、「国王弑逆者」を代表するものとして、激しい憎悪の対象となつたことは容易に想像がつくが、残りの二人(15)のプライドと(33)のコンスタブルの遺体は発掘されたもののタイバーンに運ばれることはなかつたが、遺体に冒瀆をくわえることが命じられ、コンスタブルのそれのごときはウェストミンスター寺院の隣にあつた主教座聖堂名譽参事会員邸宅のごみ入れに捨てられたという。プライドは、前述した

とおり、国王裁判に至る道を清掃することになつた「プライドのページ」で直接手を汚した人物であるから、このグループに加えられたことは、ある意味では当然といえようが、それほど知名度の高くないコンスタブルが、なにゆえにこれほど復讐をうけなければならなかつたのか、疑問が残るであろう。

コンスタブルは前にもふれたように、ヨークシアの名門ジエントリの出身で、エシックス伯の反乱に加担したにもかかわらず罰をうけることなく、ジェイムズ一世から准男爵位を購入し、一六二四年以降下院に選出され、二九年にはヨークシアの統監代理に任命されている。そして内戦が開始されると、莫大な負債に悩む身でありながら、歩兵連隊を集めて三代目エシックス伯の指揮する議会軍に加わり、内戦の帰趨を決する多くの戦闘に参加して、議会軍の勝利に貢献し、「辞退条件」によつて軍職を辞した。ちなみにニュー・モデル軍の指揮官に任命されたフェアファクスは彼の甥にあたる。一貫して独立派の政策を支持した彼は、国王裁判委員に選ばれて「国王弑逆者」となつた。さらに共和政と護国卿政権においては国務会議議員に選ばれ、第四期の国務会議の議長を勤めている。そして一六五五年に七〇歳を越える高齢で死去したときには、國葬をもつて送られ、第四期の国務会議の議長を勤めている。そして一六五五年に七〇歳を越える高齢で死去したときには、國葬をもつて送られ、遺体はウェストミンスター寺院のヘンリ七世礼拝堂に葬られた。のちにクロムウェルが葬られたのと同じ場所である。こうしたところから彼が共和政ならびに護国卿政権時代の政治家のなかでも中心的な役割を

果たした存在として、その「悪政」のシンボルとして「復讐」の対象として選ばれたのであろう。

つぎのグループに移ることにしよう。それは④の、王政復古のときには生存中で逮捕され、裁判をうけたものもあれば、裁判なしに、結局は処刑された人たちであって、亡命中に逮捕されたものを含めると、計九人である。このグループで特徴的なことは、(57)のスコットを除いてすべて軍隊士官で占められていることであろう。彼らの処刑は時期にややすれがあり、しかも処刑の詳細については知られないことが多いが、彼らが選ばれたことじたい、国王裁判・処刑がなによりも議会軍の主導で行われたことを的確にみてとつていた認識の産物であるといえようが、それに共和政・護国卿時代における軍事独裁にたいする反発が加わったものとみなければなるまい。このグループには、王政復古をみて海外に亡命し、逮捕されて本国に送還になり、あらためて裁判をうけ処刑されたものがいたことをつけ加えておかねばならない。それは(6)のオーケイ、(36)のバーチステッド、(59)のコルベットの三人のグループと、ブラッセルで逮捕された(57)のスコットである。最初の三人はドイツに逃れた後、いずれも偽名を用いてオランダを旅行中に逮捕されて本国に送還され、ただちに大逆罪に問われて、裁判もうけずに絞首、水つけ、八つ裂きの極刑に処せられた。たしかにオーケイとバーチステッドのふたりは、国王処刑に熱心であり、裁判にも精力的に参加していることは認められるにしても、②のグループに属するク

ロムウェルやアイアトンのような革命の中核的存在とみなすことはできない。それがこのような極刑をうけることになつたのは、ひとつには「亡命」という要因が情状酌量の余地のないものと考えられたこと、さらに一六六二年という彼らの逮捕の時点が、「騎士議会」による復讐の嵐が頂点に達していたという政治情勢とのタイミングの合致以外の要因は考えられないであろう。

③の王政復古後、裁判にかけられた「国王弑逆者」は、計一二人。このグループは革命中の行動においてはかなりの幅が認められ、簡単にはその共通の特徴を摘出することはできない。彼らの多くは終身刑の判決をうけて、ロンドン塔に監禁され、そこかあるいは他の場所に移されて、その生涯を閉じることになった。なかには釈放されたものもいる。この過程でも圧力をうけて国王裁判に加担し、死刑判決文に署名せざるをえなかつたといった証明が効を奏したり、それにもまして有力貴族のとりなしが影響力をもつたようである。

最後に王政復古による責任追及を逃れて亡命生活をおくつたグループに、眼を転じることにしよう。リストでみられるように、この⑤のグループには一二人がいる。注目すべき事例をおこうことにしよう。

追及をのがれて大西洋をわたり、ニュー・イングランドにまで逃れたのは、(4)のウェーリとその婿のかつての軍政官のひとり(14)のゴフであった。彼らは一六六〇年の七月二七日にボストンに到着し、マサチューセッツの総督エンディコ

ットに丁重に迎えたが、翌年の春、二人にたいする逮捕状が送られてくると、難をのがれてコネティカットのニュー・ヘイブンに向かい、プロヴィデンス・ヒルとして知られた洞窟で逃亡生活を送つていたが、最終的にはマサチューセッツのハドリイに終の住処をみいだしたようである。二人はしだいに地方社会にとけこみ、ゴフのごときは、インディアンが襲撃してきたときに、「ニュー・モデル」軍の軍装で現れ、擊退するのに貢献したこともあつたという。植民地当局はふたりにたいして好意的で、オランダに逃亡してしまつたという虚報を流して王政復古政府からの追及にたいしてかばつたこともあつた。一六七五年ごろ義父のウエーリが死亡し、ゴフが故郷に残した妻との間に偽名でかわしていた手紙の最後の日付は、一六七九年四月二日であつたので、おそらくこの年か翌年に死去したものと推定されている。

もうひとりニュー・イングランドに逃れた、「国王弑逆者」がいた。(38)のディクセルがそれである。ただし彼は直接大西洋をこえたのではなく、いつたんドイツに逃れ、六四年に前述のマサチューセツのハドリイで、ウエーリとゴフと再会して、七二年ごろニュー・ヘイブンに移り、ジェイムズ・ディヴィッドと名を変えて、その地の教会の一員として敬虔な一生を終えたという。彼の死亡したのは、一六八九年三月、故国ではかの名譽革命が進行中のころであつた。こうみてくるならば、少なくともニュー・イングランドのマサチューセッツ、コネティカットあたりには、革命を戦つた「ピューリ

タンの戦士たち」にたいする同情的な心情が残つていて、亡命者たちを暖かく受け入れる雰囲気が存在しており、それがこの三人の「国王弑逆者」の晩年を守つたといえそうである。しかしながら亡命した「国王弑逆者」のなかで、とりわけ注目にあたいするのは、(30)のエドマンド・ラドロウであろう。「独裁者」クロムウェルにたいする批判の急先鋒として知られた彼は、護国卿政権の崩壊にともなう混乱期においては、明らかにキー・パースンのひとりであつた。その彼も王政復古の荒波を乗り越えることはできず、一六六〇年八月に大陸に逃れ、イスのヴェヴィでの亡命生活を余儀なくされたが、六〇年代を通して、その「共和主義者」としての名声を保持しつづけた。そして八九年に名譽革命が成就するとともに帰国し、共和派残党の期待の星となつたが、大勢を見抜く鋭敏な眼の持ち主であつた彼は、すぐにふたたび亡命の旅にててスイスに帰り、そこで一六九二年一一月に死去している⁽¹⁵⁾。晩年は有名な『回想録』の執筆に捧げられた。ベルギーからイスに逃れてきてヴェヴィで一六六七年に死去している(35)のカウリは、おそらくラドロウを頼つてきたのであろう。

のこりの六人、すなわち(18)のヒューソン、(24)のブラグレイヴ、(39)のウォルトン、(48)のセイ、(51)のチャロナ、(52)のウォーガンのいずれもは、対岸のネーデルラントに逃れ、しかも六〇年代に死去しているので、とくに特記しなければならないことはない。④のグループに属するもののなかに、亡命中に逮捕されて本国に送還になり、あらためて裁判

にかけられて、処刑された人たちがいたことは、前述したとおりである。

サミュエル・ピープスは、一六六一年四月十九日の『日記』につきのように記している。

「今朝、執務前にオールドゲイトへ行つて、角の反物屋の店のところで、バーカステッド、オーケイ、コルベットが、タイバーンの絞首台のほうへ引かれてゆくのを見た。そしてそこで彼らは絞首、八つ裂きの刑に処せられた。彼らはみなたいそう明るい顔をしていた。しかし彼らはみな、自分たちが国王にたいしてしたことは正しかつた、と弁護して死んでいつたそ�である——」これはたいそうふしきなことだ⁽¹⁷⁾。

王政復古後に裁判をうけたり、その結果処刑されたものなかには、強いられて「死刑判決文」に署名したとするような自己弁明の醜態を呈したものもいれば、依然として千年王国的な思考を捨てきれずに、「神はわれわれ聖者を見捨てたもうた」という嘆きをつぶやくものもいたし、公然として「革命の大義」を唱えて処刑台の露と消えたものもいた⁽¹⁸⁾。これらはそれぞれの最期を紹介するのは主題ではない。問題はピープスが書いているように、処刑にあたつての革命家たちの言動を「たいそうふしきなことだ」とする風潮が、王政復古の二年たらずのうちにすでに定着していたことである。そして最後まで生きていた「国王弑逆者」ラドロウが、異郷の地イスのおいて、その生涯をかけた屈折した想いを残しながらこの世を去ったのは、前述したように一六九一年、故国のイ

註

(1) 「国王弑逆者」(regicides)は、国王死刑判決文に署名した五九人のほかに、当日裁判に列席して、同意したもつたそ�である——」これはたいそうふしきなことだ⁽¹⁷⁾。

W. McIntosh, "The Numbers of the English Regicides", *History*, No. 220, 1982, がその典型であるが、これは読むのがでもなかつた。

(2) Edward Hyde, *History of the Great Rebellion and Civil War in England*, がその典型であるが、さうでもない。

(3) 以下の政治史的経過の事実に関しては、主としてその文献によつた。紙数の制約があるため、特記すべしとのなふかぎり、また誤説がなふかぎり、注を省略した場合が多い。S. R. Gardiner, *History of the Great Civil War 1642~1649*, 4 vols., London, 1886~93. vol. IV,

Oliver Cromwell, 4 vols. Cambridge(Mass.), 1937~47, rep.1969, vol. I ,pp.728f.;David Underdown, *Pride's Purge, Politics in the Puritan Revolution*, Oxford, 1971, pp.173f.;Blair Worden, *The Rump Parliament 1643~53*, Cambridge, 1974, *passim*;Austin Woolrych, *Commonwealth and Protectorate*, Oxford, 1982, *passim*;Austin Woolrych, *England without a King 1649~1660*, London, 1983, *passim*.) “A Remonstrance of Fairfax and the Council of Officers”, in A.S.P.Woodhouse, *Puritanism and Liberty, Being the Army Debates (1647-9) from Clarke Manuscripts with Supplementary Documents*, London, 1938, pp.456~465. リビングストンの著書「國王弑叛記」が世人の注目を浴びた。〔國王弑叛記ニバヘ〕(1)リバードル、(2)セントヘンリック、(3)セントジョンズ、(4)セントヘンリック。

(2) Underdown, op.cit., p.183. ジョナサン・マーティンの著書「國王弑叛記ニバヘ」(Henry, Duke of Gloucester 1640~60)の存在を欠落した。

(3) “An Act of the Commons of England Assembled in Parliament, for Erecting of a High Court of Justice for the Trying and Judging of Charles Stuart, King of

Oliver Cromwell, 4 vols. Cambridge (Mass.), 1937-47, rep. 1969, vol. I, pp. 728f.; David Underdown *Pride's Purge. Politics in the Puritan Revolution*

England", in C.H.Firth and R.S.Rait, ed., *Acts and Ordinances of the Interregnum 1642~1660*, 3 vols., 1911, vol. I, pp. 1253~55.

～) “The Death Warrant of Charles I” in S.R.Gardiner ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625~1660*, Oxford, 3rd ed. 1906. p. 380.

8) 裁判委員の命令出席回数のリストを W.C.Abbott, *op cit.*, Vol. I, p. 728~9, Note 301 に見る。

Rump Parliament 1643–53, Cambridge, 1974, *passim*; Austin Woolrych, *Commonwealth and Protectorate*, Oxford, 1982, *passim*; Austin Woolrych, *England without a King 1649–1660*, London, 1983, *passim*.

4) "A Remonstrance of Fairfax and the Council of Officers", in A.S.P. Woodhouse, *Puritanism and Liberty*.

ery, Being the Army Debates (1647-9) from Clarke Manuscripts with Supplementary Documents, London, 1938, pp. 456-465. ジの文書を仕上げた主導的な士官には、じつに後の「国王弑逆者」が五人も含まれていた。「国王弑逆者リスト」の(9)のアイアトン、(4)のウエーリー、(27)のスクロープ、(33)のコンスタブル、(37)のユアがそれである。

(15) Underdown, *op.cit.*, p.183. 奇妙な、いにしへのステュアーテー朝の陰謀の多くでは、リチャード公ヘンリー(Henry, Duke of Gloucester 1640~60)の存在を欠落せしむる。

(o) "An Act of the Commons of England Assembled in Parliament, for Erecting of a High Court of Justice for the Trying and Judging of Charles Stuart, King of

名の差がある。ただしこれは「補欠選出議員」数は、116人で回りである。またChristopher Hill, *The Experience of Defeat, Milton and Some Contemporaries*, London, 1984.p.69は「総額を回り116人、後者を116人と数えて」とある。

- (11) Underdown, *op.cit.*, p.187~8.
- (12) "Declaration of Breda" in Andrew Browning ed., *English Historical Documents 1660~1714*, London. pp.57~9.
- (13) "An Act of Free and General Pardon, Indemnity and Oblivion", in Andrew Browning ed., *op.cit.*" pp.164~5.
- (14) 「国王弑逆者」の王政復古後の運命などについては、本稿の「国王弑逆者リスト」の注にあげてあるが、とりわけRichard L. Greaves & Robert Zaller ed., *Biographical Dictionary of British Radicals in the Seventeenth Century*, 3 vols., Sussex, 1982~84を主たるふた所としたが、以下紙数の制約があるため、個別的な典拠を示さないとは避け、異説のある場合のみ、注記するのみである。
- (15) これまでに書かれた多くのクロムウェル伝は、一六五八年九月三日の「護国卿」の死をもって筆をおくるのが常であつて、王政復古後に彼の遺体に加えられた「処刑」について、あまり語つてゐない。唯一と思える例外はAntonia Fraser, *Cromwell, Our Chief of Men*, London, 1973, pp.691~8である。これは遺体の再発掘から処刑の次第、あるいは多くのミステリめいた謎を生んだクロムウェルの遺体と頭骸骨の行方までが語られてくる。現在ウェストミンスター寺院のヘンリ七世礼拝堂の通路に擦り切れてかすかの読むほどのである、「一六五八年一六六一年にオリヴィア・クロムウェルが埋められた場所」という踏み石は、ヴィクトリア時代のある主任司祭の努力によってその箇所が確かめられ、踏み石じたには「クロムウェル協会」が寄付したものであるといふ。なお、これは議会から忽然と消えさせたクロムウェルの頭骸骨の行方をめぐる謎ときの問題は、遺憾ながら省略せられるが、ただ現在、クロムウェルの母校ケンブリッジのハーリー・サセックス・コレッジの礼拝堂の入り口には、「この場所の近くに、一六一六~一七年にこのコレッジの学生（フローラ・コモナ）であった、イングラム・スコットランダ・アイルランドの共和政の護国卿オリヴィア・クロムウェルの頭蓋骨が、一九六〇年三月二十五日に埋葬された」と書かれた楕円形のプレートが掲げられてゐる。
- (16) ハドロウは「このが、從来、C.H.Firth ed., *Edmund Ludlow's Memoirs*, 2 vols., Oxford, 1894を史料としているが多かったが（たゞ彼は浜林正夫「クロムウェル革命における共和派——ハムラム・ハドロウ」

『商学討究』第五卷二号、一九五四年、この『回憶録』には原典の刊行の時点よりして、「ホイッグ」的な偏向は避けられなかつた。そこでその刊行当時には散逸してこた草稿を編集しなおしたのが、Blair Worden ed., *Edmund Ludlow's A Voice from the Watch Tower; Part V: 1660~72*, London, 1972である。これにせよ、命中の彼の動向と思想が語られてゐるので、既刊の『回顧録』にゆきかへて「国王弑逆者」としての彼の革命への総括を知るにふさわしい。他曰の課題とした。cf. Hill, *The Experience of Defeat*, pp. 77~78.

(17) Samuel Pypes, *Diary*, 19 April, 1962 (田田昭訳『サムエル・ピープスの日記』第二卷、八一頁、国文社、一九八八年、ただし固有名詞の表記は変えた)。

(18) ヒルはその『敗北の経験』において、一六四九年から五〇年にかけての「第一の敗者」(レヴェラーズやディガーズなど)について、一六五三年から六〇年のそれを「第一の敗者」として把握し、一六六〇年に処刑された六人の「国王弑逆者」を論じてゐるが (Hill, *op. cit.*, pp. 69~76)、ハリソンをはじめとしてそのほぼ全員が裁判と処刑にあたつて千年王國的な信念を吐露しているもの、それには発言に制約があり、またのちに同情者によつて刊行されたものであるから、史料的な価値に問題があるとしてくる。

29) A. Garland	17	◎◆		●	③
30) Edm. Ludlow	18	◎◆		☆●	⑤
31) Henry Marten	19	◎◆		○	③
32) Vinct. Potter	17		植民地軍人	☆	③
33) Wm. Constable	18		准男爵	☆●	②
34) Rich. Ingoldesby (Ingoldsby)	1	◎◆	騎士	☆●	⑥
35) Willi. Cawley	18	◎◆		○	⑤
36) Jo. Barkestead (Barkstead)	21		騎士	☆	④
37) Isaa Ewer (Ewers)	19		地方ジェントリ	☆	①
38) John Dixwell	16	◆		●	⑤
39) Valentine Wanton (Walton)	16		地方ジェントリ	○☆	⑤
40) Symon Mayne	13	◆		●	③
41) Tho. Horton	17		小作農	☆	①
42) J. Jones	19		地方ジェントリ	☆●	④
43) John Moore (More, or Moor)	18	◆		○	①
44) Gilbt. Millington	19	◎◆	JP, DL,	○	③
45) G. Fleetwood	5		地方ジェントリ	☆●	③
46) J. Alured	13	◆		JP, ○	①
47) Robt. Lilburne	13			☆	③
48) Will. Say	15	◎◆		●	⑤
49) Anth. Stapley (Stapely)	13	◎◆		JP, ○	①
50) Greg. Norton	20	◆	准男爵	●	①
51) Tho. Challoner (Chaloner, or Challenor)	15	◎◆		●	⑤
52) Tho. Wogan	9		地方ジェントリ	☆●	⑤
53) John Venn	21		仕立て商人	●	①
54) Gregory Clement	10		ロンドン貿易商人	☆●	④
55) Jo. Downes	17	◆		☆●	③
56) Tho. Wayte (Waite)	6	◆		●	③
57) Tho. Scot (Scott)	20	◎◆		●	④
58) Jo. Carew	20	◎◆		○	④
59) Miles Corbet (Corbett)	8	◎◆		○	④

(付表) 「国王弑逆者」リスト

氏名()は別の綴り	裁判出席回数	学歴	出身社会層	経歴	王政復古後の処置
1) Jo. Bradshawe(Bradshaw)	19	◆	地方司法官		②
2) Tho. Grey	16	◆	貴族	○☆	①
3) O. Cromwell	21	◎◆		○	②
4) Edw. Whalley	21		毛織物業	☆	⑤
5) M. Liuesay(Livesay)	14		准男爵	●	⑤
6) John Okey	20		ロンドン小売商人	☆	④
7) J. Dauers(Danvers)	21	◎◆	騎士	DL, ●	①
8) Jo. Bourchier	17		騎士	●	①
9) H. Ireton	16	◎◆		☆ ●	②
10) Tho. Mauleuerer(Mauleverer)	20	◎◆	准男爵	JP, ○	①
11) Har. Waller	21		騎士	☆	③
12) John Blakiston (Blackston)	23		織物商	●	①
13) J. Hutchinson	19	◎◆		☆●	③
14) Willi. Goff (Goffe)	19		塩商人の徒弟	☆	⑤
15) Tho. Pride	22		ビール運搬人	☆	②
16) Pe. Temple	20		リネン織り徒弟	●	③
17) T. Harrison	17	◆	地方商人の子	☆●	④
18) J. Hewson(Huson)	21		靴職人など	☆	⑤
19) Hen. Smyth (Smith)	23	◎◆		☆●	③
20) Per. Pelham	21		地方輸出商人	●	①
21) Ri. Deane	19		ロンドン輸出商の徒弟	☆	①
22) Robert Tichborne	20		ロンドン商人の子	☆	③
23) H. Edwardes (Edwards)	19	◆		●	①
24) Daniel Blagraue (Balgrave)	18	◆		●	⑤
25) Owen Rowe (Roe)	18		雑貨商人	☆	③
26) William Purefoy	20	◎◆		○	①
27) Ad. Scrope (Scroope)	22	◎◆		☆	④
28) James Temple	14	◆		☆●	③

(付表に記すゆ法)

- (一) 「国王弑逆者」の出席者 S.R.Gardiner, *History of the Great Civil War 1642～1649*, 4 vols., 1886～91のVol. IV, p.309, note 1によれば Mr. Thomsが貴族院蔵の「チャーチベイ世に於ける死刑判決文」から複写したものを採用した。したがって氏名の綴りはやいのサインにしたがふ。他の表記がみられるのは（ ）記した。
- (二) 「裁判出席回数」のところ W.C.Abbott, *The Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, 4 vols. Cambridge(Mass.), 1937～47, rep. 1969 in Vol. I, p.728～9, Note 301によれば「出席者カバー」記めた。ただし Abbottさんの出典を明記しておなじし、その注(3)によると Greaves & Zaller共編の人名辞書における出席回数とは若干の違ふがふいだ。Abbottを引用したのせ、「国王弑逆者」以外の出席者を知るうとがであるたぬじめる。
- (三) 「歴歴」「出身社会層」「経歴」「王政復古後の処置」は 関わるトーペは D.N.B.による Richard L. Greaves & Robert Zaller ed., *Biographical Dictionary of British Radicals in the Seventeenth Century*, 3 vols, Sussex, 1982～84によるだ。たゞ D.N.B. は記載されないが概十名 (S.Pelham, G.Potter, G.S.Moore, G.Alured) であるが、後者によるト記するか

な過ちが指摘されてもいる事項が多くみられるため、後者に依拠した方が大めだ。また議員歴に關しても M.F. Keeler, *The Long Parliament, 1640～1641. A Biographical Study of its Members, 1640～1641*. A Bio-D, Pennington & D.H. Brunton, *Members of the Long Parliament, London, 1954*, #6 David Underdown, *Pride's Purge, Politics in the Puritan Revolution*, 1971 § Appendix A (pp.361～98) によると「1648年1月から四九年一月までのハノア議会議員」リストを参照したといふのがある。

(4) 以下、リストで用いた記号を説明する。

「歴歴」

- 1° ○はオクスフォード、ケンブリッジのいずれかに入学してゐる。ただし学位を取得したか否かは問わない。
- 2° ◆はロハーデンの「法学院」のいやれかに入学してゐる。これは正式に資格をとったか否かは問わない。

「出身社会層」 本文五～八ページを参照。

「経歴」

- 1° ○と●は下院議員。○は長期議会の開会以来の議員。
- は1640年以後の補欠選挙で選出されたもの (recruiters)。ただし、国王処刑・共和政成立以後に議員となつたものは含まない。
- 2° ☆は議会軍におよそ十箇所であった経歴を有する。
- 3° DLはDeputy Lieutenant, JPはJustice of the Peace

を、内戦開始以前に務めた経験を有することを示す。

「王政復古後の処置」

- ①。王政復古以前に死亡。
- ②。王政復古以前に死亡、ただし遺体発掘、処刑。
- ③。王政復古後逮捕、裁判（亡命中のものも含む）。
- ④。王政復古後逮捕、裁判、処刑（亡命中のものも含む）。
- ⑤。亡命。
- ⑥。なんらの処置なし。